

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の事務・事業及び組織形態についての意見（案）

平成 17 年 月 日

項目	意見
沿革	<p>労務管理等事務については、機関委任事務として、雇用主である防衛施設庁長官の権限の一部を委任された都道府県知事が、本来国が実施する事務を処理してきたが、地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において国と地方との役割分担を明確にする観点から国の直接執行事務として整理された。</p> <p>機関委任事務廃止後の事務処理体制については、中央省庁等改革の方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）により、労務管理等事務が独立行政法人に移行することとされたことを受け、防衛施設庁は、労働契約の締結等の雇用主として自ら実施しなければならぬ事務を行い、それらを除く実施事務（人事の手続の実施、給与の計算、福利厚生の実施等）については独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）に行わせることとされた。</p> <p>かかる労務管理等事務の一部を実施する機構の事務は、雇用主である防衛施設庁の行いう事務と一体となつて完結するものであると考える。</p>
事務・事業	<p>1 労務管理等事務の廃止について 労務管理等事務は、日米地位協定で定める間接雇用の原則の下、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできないと考える。</p> <p>2 労務管理等事務の国又は地方公共団体への移管について 労務管理等事務は、地方分権推進計画において国の直接執行事務とされたものであり、また、平成12年度から地方公共団体が国の事務を行う仕組みがなくなっていることから、この事務を地方公共団体へ移管することは考えられない。</p> <p>また、労務提供義務を果たすための企画立案事務及び雇用主として実施する労働契約の締結、人事の決定等の事務については国が自ら実施し、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務は独立行政法人としての機構が実施するという現行体制は、国が雇用主としての立場を維持し、その事務及</p>

び事業の減量、効率化を図りつつ労務提供義務を確実に履行していくという観点からして、国へ移管する理由は見当たらないと考える。

3 労務管理等事務の他の独立行政法人への移管について

労務提供義務を確実に履行するためには、労務管理の対象となる駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況に鑑み、機構は防衛施設庁との緊密な連携の下で、一体となって労務提供契約上の義務を果たすための事務を処理することが不可欠である。かかる事務処理の特性から、他に当該事務処理を担わせる適切な独立行政法人はないと考える。

4 労務管理等事務の民間への移管について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせなくてはならないと考える。したがって、民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめると考える。

5 市場化テストその他の事務についての改善措置の試行的実施について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。また、労務管理の対象となる駐留軍等労働者は、在日米軍施設という我が国と異なる労働環境下であり、その職種（約1300種）も細分化されているなど、労務管理等事務は、複雑かつ特殊なものである。さらに、民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせなくてはならないことから、民間開放につながる市場化テストの実施はできないと考える。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめると考える。

組織形態

1 機構の廃止について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできないと考える。したがって、この事務を行う機構を廃止することはできないと考える。

2 機構の民営化について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせなくてはならない。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめるとは適當ではないと考える。

3 機構の非公務員型独立行政法人への移行について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすために確実に履行すべきものであり、この事務の性格上、労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせられた国家公務員が担当する必要がある。また、この事務処理に当たっては、機密格納な守秘義務を課せらるる取扱いに慎重な配慮を要する多くの情報を在日米軍から入手し、それらの情報は、駐留軍等労働者に関連する取扱いに慎重な配慮を要する多くの情報を在日米軍から入手し、それらの情報を国と共有しつつ、国と一体となって労務管理等事務を行っていることから国家公務員が担当する必要がある。なお、在日米軍も同様の見解を有している。